

新型インフルエンザ対策に関する行動計画作成について（お願い）

経済産業省によると、L P ガス販売事業者は、電気事業者、ガス事業者等とともに社会経済機能を維持するためのライフライン関係事業者等に位置づけられており、新型インフルエンザ対策に関する行動計画を策定するよう要請されております。

このたび当連合会では、別添のと通りの参考例を作成いたしました。

については、全国のL P ガス販売事業者の方々は、新型インフルエンザが大流行時に的確かつ迅速に対応するため、この行動計画の参考例をもとに自社向けの新型インフルエンザ対策に関する行動計画を作成し、流行時に備えるよう、お願いいたします。

以 上

LPガス販売事業者用「新型インフルエンザ対策の行動計画」(参考例)

平成19年0月0日現在

〇〇LPガス販売株式会社

1、行動計画の目的

LPガス販売事業は、日頃から社会維持機能に関わるライフライン関係事業としての自覚のもと、LPガス販売事業を如何なるときも継続し、国民生活の維持に努めるものとする。

この行動計画は、厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議による「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成19年3月26日)などを参考に作成するものである。

新型インフルエンザが大流行した場合、LPガス販売業における安全確保を最優先としつつ、LPガスの安定供給をするために、当社が実施すべき新型インフルエンザ対策として、的確かつ迅速に行動・対応することを目的とする。

また、新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではない。発生する事態も様々であることが予想される。このため、今後の情勢の変化等を踏まえ、この行動計画は、随時見直し、必要に応じて、修正を加えることとする。

2、危機管理体制

(1) 流行時の危機管理体制の整備(対策本部の設置)

国、県等の指導や国内外及び社内での新型インフルエンザの感染状況を勘案し、必要に応じて本社に「新型インフルエンザ対策本部」を設置することとする。

同対策本部は、新型インフルエンザに対する対策の準備や発生時の対応のため、(事業所が複数ある場合は、「当社の各LPガス販売事業所毎に」を追加する。)必要に応じて責任者を選任し、自治体の保健部局、近隣の医療機関との連絡(や事業所間の連絡)を緊密にすることとする。

いわゆる職場内外の緊急連絡体制を整備しておくこと。

なお、国による「新型インフルエンザ流行の終息宣言」がなされた場合などは、同対策本部を解散又は組織変更する。

(2) 関係機関等との連携と従業員へ周知

国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体、世界保健機構（WHO）等の機関から入手する。

また、(社)日本エルピーガス連合会、都道府県LPガス協会、関係企業等と適切に情報交換を行うこととする。得られた情報を必要に応じて行動計画や対策の見直しに役立てることとする。

さらに職場等の対応方針と合わせて、従業員等に迅速かつ適切に周知する方法を確立することとする。

HPによる情報の入手先

国の情報

- i 厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/>
- ii 国立感染症研究所のウェブサイト
<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>
- iii 外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>

都道府県、保健所、市町村の情報

都道府県、保健所、市町村において、ウェブサイトが開設されており、そこから情報や住民へのお知らせが発信されているので、それを参考とする。

世界の情報

世界保健機構（WHO）のウェブサイト

鳥インフルエンザ

http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/

インフルエンザ

<http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>

(3) 流行時のLPガス販売事業の体制

① 総合的な対策

新型インフルエンザの感染被害は、世界各国、日本全域で広範囲に広がる恐れがある。また、一回の感染流行の波は、約2カ月間続くとされている。その流行の波が1年以上繰り返すことも考えられる。

LPガス販売事業に従事する各職場において、従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等で一時的には、40%相当数の従業員が欠勤することが予想される。

このため、従業員等に新型インフルエンザを発症した者が発生した場合に備えて、関係事業者や補助要員を含めて、安全確保を最優先にLPガスの安定供給について、最大限努力する事業運営体制について検討を行い、その結果に基づき対策を講じておくこと。また、行政府、所管課等から出される指導等に留意しつつ、適切に対応することとする。

また、患者発生地域、の新型インフルエンザの発生状況や予防に必要な留意事項等に関する情報を的確に把握するとともにその際には、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断を行い、行動をとることが必要である。

② 具体的な対策

(i) 海外の患者発生地域には、極力、渡航をしないこととする。

また、やむを得ず渡航した場合は、検疫ガイドラインに従うこととする。

(ii) 新型インフルエンザの感染の自覚やその恐れのある場合（発熱、咳、倦怠感など）は、極力すみやかに最寄の医療機関に赴き、検診を受けること。

その後の対応について、出社を控えたりするなど医師の指示に従うよう本人に指示すること。

(iii) LPガス販売業の配送業務、保安業務、集金業務、拡販業務、工事業務、管理業務（伝票整理、経理・総務など）の部門において、それぞれの従業員が、新型インフルエンザの感染による欠勤の場合は、その交代要員や補助要員を確保すること。

また、臨時的に相互に有機的に人事配置を行うこと。必要に応じて、卸系列、元売系列により、臨時に相互に人材の派遣要請を行なうこと。

- (iv) 従業員の中に新型インフルエンザの患者が発生した場合は、管轄の保健所等の指示・助言のもと、事業所等の消毒、衛生管理を実施すること。
- (v) 感染を未然に予防する観点等から管理業務を中心に在宅勤務の可能性の検討を行うこと。また、必要に応じて在宅勤務の実施をすること。
- (vi) 新型インフルエンザの流行地域などへの出張の自粛をする。また、感染する可能性の高い、電車、バス等の公共交通機関の利用を極力回避する。特に通勤方法の変更や交代制の導入等の検討とその実施をする。
- (vii) 担当者などが一堂に会する方式の会議は、極力回避する。必要な連絡は、電話で行うこととする。事業活動の継続に必要な機能における代替意思決定システムの検討とその実施をする。
- (viii) 休日等は、なるべく外出を避けたり、多人数の集まる興行施設や不特定多数の者の集まる場所への出入りをなるべく避けることとする。
- (ix) 発生地域でのマスク、うがい、手洗いを励行する。
- (x) 「咳」エチケットを心がける。「咳」エチケットとは、「咳・くしゃみ」の際には、ティッシュ・ハンカチなどで口、鼻を押さえて、他の人から顔をそむけて、1m以上離れてする。咳をしている人は、マスクを着用するなどのことをいう。

3、日頃の従業員などへの感染予防のための事業者・職場の措置

現在のところ、日本での新型インフルエンザが発生する前であるが、事業者は従業員等との間の感染拡大防止の意識を高揚するため、各職場において事前に日頃から必要に応じて、以下の措置を講じることとする。

- ① 手洗い、うがいを励行する。流行時のマスクを着用する。
- ② 従業員等に感染予防策や健康状態の事故把握に努めるよう健康教育を行う。
- ③ 従業員等の海外渡航に係る情報について把握する仕組みを構築する。

4、 毎年一回の訓練の実施

パンデミックの発生も想定し、LPガス販売事業の販売体制や緊急連絡体制などについて、毎年1回以上は訓練などを実施することとする。

5、 感染予防・感染拡大防止のための物品等の備蓄

日本国内で特に新型インフルエンザが発生すると、マスク等の感染予防物品の買占めなどによる感染予防物品の不足現象が、予想される。このため、以下のような必要な感染予防物品を予め、備蓄しておくことが望ましい。

① サージカルマスク

営業などの接客業で他の者と近距離での接触が避けられない事業では、会話、咳、くしゃみ、による飛沫感染予防と感染拡大防止の目的で使用する。

② 手指使用毒用アルコール

石鹼を用いた手指の洗浄を頻繁におこなうことが困難な場合の代用として使う。

③ うがい薬

飛沫が、口から体内に侵入することを防ぐために利用する。

④ 消毒用手袋

感染地域の作業を行う際に着用者の手指に病原体が、付着することを防止する。

⑤ ゴーグル

飛沫が顔面に飛散することが予想される場合に着用者の眼に病原体を含んだ飛沫が入ることを防ぐために使用する。

⑥ 毛布、食料

以 上

新型インフルエンザに関する用語の解説

平成19年7月6日

(社)日本エルピーガス連合会

① 政府の新型インフルエンザ対策に関する基本的な考え方

新型インフルエンザの出現時期を正確に予測する困難であり、その出現そのものを阻止することも不可能である。また、地球規模でヒト・モノがダイナミックに動いている時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザの出現が起これば、日本への侵入も避けられない。しかし、鳥インフルエンザの蔓延防止を的確に講じることにより、新型インフルエンザの出現を遅らせることは可能である。

また、新型インフルエンザが発生しても各国、各自治体、各企業、各個人が予め用意している行動計画などにより、対策を講じれば、発生 of 初期の段階でできる限り封じ込めることとする。また、パンデミック時における感染拡大を可能なかぎり阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会、経済機能の破綻にいたさせないこととする。

なお、国は、対策の具体的な方針として各種ガイドラインやマニュアルを示し、それらに沿って、具体的な対応を行っていくこととする。しかし、新型インフルエンザのパンデミックは、必ずしも完全に予測されたように展開するものではない。このため常に行動計画やガイドラインやマニュアルは見直し、必要に応じて修正を行っていくことが必要である。

② LPガス販売業界の位置づけとその対応

平成19年3月27日に経済産業省では、経済産業省新型インフルエンザ対策本部において、「経済産業省新型インフルエンザ対策に関する行動計画」を発表している。その中で社会経済機能を維持するため、ライフライン関係事業者等に新型インフルエンザ対策として、それぞれの実情に応じて必要な計画を立てて、対策を行うことが重要であるとしている。

そのライフライン関係事業者等の中に「L Pガス事業者」も位置づけられており、平成19年3月30日付けで経済産業省資源エネルギー庁長官と原子力安全・保安院長の連名により、(社)日本エルピーガス連合会会長宛に傘下会員のL Pガス販売事業者は、新型インフルエンザ対策の行動計画を策定するよう要請があったものである。

③ 流行規模の推計

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を引き起こしている。日本の流行規模の推計として、政府は米国疫病管理センターの推計モデルを日本にあてはめて推計している。それによると日本の場合は、人口の25%が新型インフルエンザに感染すると想定し、医療機関を受診する患者数は、1300万人から2500万人と推計している。

また、入院患者は、200万人となり、死亡者数は、64万人と推計し、社会の秩序自体の維持が困難となることも予想している。このため医療機関の許容量を超えた患者が発生したり、電気、ガス、水道、運輸、通信などのライフラインの維持に必要な人材の確保が困難になるなど、様々な問題が生じることが考えられる。このため、政府は、WHO世界インフルエンザ事前対策計画(2005年5月)に準じて、様々な対策を講じるとともに関係業界にも対策と準備の呼掛けを行っているものである。

④ 過去の流行の状況

スペイン風邪(スペインインフルエンザ)は、1918年~1919年に世界的に大流行し、世界では、人口の25%~30%が罹患し、4000万人が死亡したと推計されている。日本では、2300万人が感染し、39万人が死亡したとしている。

その他、1957年~1958年には、アジアインフルエンザが発生し、1968年~1969年には、香港インフルエンザが発生している。

スペイン風邪では、約11ヶ月間で現代社会では、世界を制覇したと伝えられている。現代社会では、人口の増加や都市への集中、飛行機などによる高速大量交通機関の発達などから世界の何処で発生しても、より短期間で世界中に蔓延すると考えられている。

⑤ 最近の流行の状況

東南アジアを中心に2003年12月から2005年10月までの間に高病原性鳥インフルエンザ(A/H5N1型)が流行し、ウイルスがヒトに感染し、122名が発症し、62名が死亡している。

ヨーロッパでも確認されるなど依然として流行が拡大・継続しており、ヒトからヒトへの感染する新型インフルエンザの発生の危険性が高まっている。

⑥ 日本の最近の状況

日本では、2003年10月には、厚生労働省に「新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会」が、設置・検討がなされた。2004年8月に報告書がだされた。高病原性鳥インフルエンザが、山口、大分、京都などに発生して、最近では、毎年のように発生している。

⑦ 新型インフルエンザ

動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが人間界に侵入し、その遺伝子に変異を起こしたり、ヒトのインフルエンザウイルスとの間で遺伝子の組み換えを起こしたりして、ヒトの体内で増えることができるようになる。

その結果、ヒトからヒトへと効率よく感染ができるようになったものが、新型インフルエンザウイルスであり、このウイルスがヒトに感染して起こる病気が、新型インフルエンザである。

⑧ インフルエンザ

インフルエンザとは、インフルエンザウイルスによる感染症であり、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型及びC型に大きく分類されている。

A型は、さらにウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という2つの糖タンパクの抗原性の違いにより亜型に分類される。いわゆるA/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。

⑨ (高病原性)鳥インフルエンザ

鳥類のインフルエンザは、「鳥インフルエンザ」と呼ばれる。ヒトのインフルエンザウイルスとは、別のA型インフルエンザウイルスの感染症のことである。

このうち、感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりして、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

一方、毛並みが乱れたり、産卵数が減ったりするような軽い症状にとどまる感染を引き起こすものは、(低病原性)鳥インフルエンザという。

ヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、一般的に病気の鳥と近距離で接触した場合やそれらの内臓や排泄物に接触するなど多いと考えられており、鶏

肉や鶏卵からの感染の報告は、これまでのところない。

⑩ パンデミック

新型インフルエンザウイルスが、ヒトの集団に広範かつ急速に広がり、世界的な大流行を呈する状況をいう。

⑪ フェーズ

新型インフルエンザ対策行動計画に規定するWHO（世界保健機関）が、宣言する対策水準の段階（レベル）に連動し、日本の政府の新型インフルエンザ対策椅子新本部長が、決定した対策レベルである。

平成 19 年 3 月 27 日現在は、WHOによれば、フェーズ 3 であるから、日本の状況はWHOのフェーズ 3 の国内非発生段階である。

(フェーズ 3 A) ヒトへの新しい亜型インフルエンザ感染は確認されているが、ヒトからヒトへの感染は、基本的にない。国内では非発生の状況である。
(国内非発生)

(フェーズ 3 B) ヒトへの新しい亜型インフルエンザ感染は確認されているが、ヒトからヒトへの感染は、基本的にない。国内では発生している状況である。
(国内発生)

(フェーズ 4 A) ヒトからヒトへの新しい亜型インフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られており、国内では発生していない状況である。
(国内非発生)

(フェーズ 4 B) ヒトからヒトへの新しい亜型インフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られており、国内でも発生がみられる状況である。
(国内発生)

(フェーズ 5 A) ヒトからヒトへの新しい亜型インフルエンザ感染が確認され、大きな感染集団がみられる。パンデミック発生のリスクが高まるが、国内では発生していない状況である。
(国内非発生)

(フェーズ 5 B) ヒトからヒトへの新しい亜型インフルエンザ感染が確認され、大きな感染集団がみられる。国内でも発生が見られ、パンデミック発生のリスクが高まっている状況である。
(国内発生)

(フェーズ 6 A) パンデミックが発生し、国内では発生していないものの、

(国内非発生) 世界の一般社会で急速に感染が拡大している。

(フェーズ6 B) パンデミックが発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大している。国内でもパンデミックが発生し、厚生労働大臣による非常事態宣言（国内対策強化宣言）が、だされる状態である。最初の流行を第1波とし、その後の小康状態、第2波を含めて、パンデミック期とする。
以 上